（令和２年版）

入　札　心　得

（目的）

第１条　建設工事関係の契約に係る一般競争及び指名競争（以下（「競争」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）、南部町財務規則（平成１５年南部町規則第３１号。以下「財務規則」という。）及び南部町建設工事執行規則（平成１５年南部町規則第３５号。以下「執行規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（一般競争参加の申し出）

第２条　一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則１７７条の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第３条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の１００分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員又は取扱期間に納付し、または提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

２　入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を担当者に提出しなければならない。

３　入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。

（ア）　入札保証金については、南部町指定金融機関に納付した場合は、保証金保管証書預り証

（イ）　入札保証金に代わる担保については、会計管理者に納付した場合は保管有価証券預り書

４　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り証と引替えにこれを還付する。

（入札等）

第４条　入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は、工事箇所ごとに別記書式により作成し、所要の事項を明記し、かつ、所定の箇所に押印し、所定の時刻までに提出しなければならない。訂正したときは当該訂正箇所に押印しなければならない。

３　入札参加者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

４　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

５　入札参加者は、令第１６７条４の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

（入札辞退）

第５条　指名を受けた者は、入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１）　入札執行前にあっては、別記様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行なう。

（２）　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第６条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号)等に抵触する行為を行なってはならない。

（入札の延期または取りやめ等）

第７条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないとみとめられるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは取りやめることがある。

２　天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

（無効の入札）

第８条　次の各号の一つに該当する入札は、無効とする。

（ア）　競争に参加する資格を有しない者のした入札

（イ）　委任状を持参しない代理人のした入札

（ウ）　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

（エ）　記名押印を欠く入札

（オ）　金額を訂正した入札

（カ）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（キ）　明らかに連合によると認められる入札

（ク）　同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理人をした者の入札

（ケ）　その他入札に関する条件違反した入札

（落札者の決定）

第９条　入札回数は、入札のつど定める。（予定価格を事前公表する入札は、原則１回とする。）

２　入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

３　契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札等）

第１０条　開札をした場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

２　再度又は再々度の入札に付しても、落札者がないときは、予定価格と最低入札金額との差が小額で、随意契約ができると認められる場合には、最低金額の入札者と後日協議の上、予定価格の範囲内で契約できるものとする。

（同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第１１条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第１２条　落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

２　第３条第２項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

３　落札者は、第１項の規定により契約保証金を納付する場合においては、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

４　落札者は、第１項本文の規定により契約保証金に代わる担保が金融機関等(出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(昭和２９年法律第１９５号)第３条に規定する金融機関又は公共工事の前払い保証事業に関する法律(昭和２７年法律第１８４号)第２条４項に規定する保証事業会社をいう。)の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札保証金の振り替え）

第１３条　契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

（契約書等の提出）

第１４条　契約書は、落札の通知を受けた日から７日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

２　落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（工事の着手）

第１５条　落札者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。

（異議の申し立て）

第１６条　入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。